

ノトス

第六條

役員ノ任期ハ満一ヶ年トス任期満了後再選モ得ズ

但シ本組合ニ於テ不正得事由アルヲ認メタル場合ハ此限ニアラズ

一組長ハ組合ナ代表統轄シ本組合ニ對フル全般事務ヲ處理スルモノトス

一副組長ハ組長ヲ補佐シ組長事故アル時ハ之ヲ代理ス

二顧問ハ重要事項ノ諮詢機關トス

一相談役ハ役員全部ノ折衝ヲ歎イタル場合ニ相談ニ應ズルモノトス

一幹事ハ組合事務ノ遂行及監査ノ任アルモノトス

一評議員ハ組合諸種ノ方策ニ就キテ評議ニ與カルモノトス

一會計係ハ組合ニ於ケル會計事務ヲ處理シ及金錢ノ出納ヲ掌レモノトス

但シ會計係ハ組長副組長及幹事ノ要求アリ時ハ何時ニテも會計簿ノ閱覽ニ應ズルモノトス

一登録係ハ組合ノ加入退會及使用職人ノ雇入解雇移動ヲ直チニ加除可正シ其他事務所ノ事務ヲ取扱フモノトス

但シ此届出ハ當部内ニ居住ノ日ヨリ十日以内ニ實行ス可キ事

但シ職人ノ移動ニ關シテハ雇主解雇主ノ通知ヲ俟フ之ヲ有フ

前項ノ場合ハ速カニ其登録ヲ組長ニ差出シ被見ノ上認印ヲ受クルモノトス

新ニ開業ノ者亦同シ

第九條 他部内ヨリ除名處分ヲ受ケ當部内ニ加入セントスル者ニ對シテハ當該事務所

ニ其旨通知シ其回答ヲ俟テ許否ヲ定ムルモノトス

第十條 本組合加入者ニハ標章及徽章ヲ交附シ各自間屋ニ出入ノ際ハ必ず之ヲ佩用ス

可キモノトス

第十一條 本組合員ニシテ不止得事由ノ爲メ退會セントスルモノハ其旨事務所ニ届出ベシ

シ此場合ニ於テ其届出正當ナリト認メタルガハ特ニ組長ヨリ之ヲ許可スルコアルベシ

第十二條 脫會者ニ對シテハ組合財産ノ分配及加入金組合費ノ返還ヲナサルモノトス

第四章 権利義務

第十三條 組長副組長及幹事ハ毎月壹回各組合員ニ就テ委托品受渡簿其他資金明細簿ノ

閲覽ヲナスベシ此場合ニ於テハ如何ナル事由ヲ問ハズ絶対ニ之ヲ拒ムコト得ズ